

令和4年3月臨時

中標津町教育委員会議事録

令和4年3月臨時中標津町教育委員会

1 日 時 令和4年3月29日(火) 13時44分～13時58分

2 場 所 中標津町役場301号会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	助 口 明
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	木 村 実
教育指導監	粥 川 敏 宏
管理課長	舟 橋 利 明
学校教育課長	吉 田 憲 史
指導室長	柴 田 達 也
生涯学習課長	山 宮 克 彦
学校給食センター長	吉 田 利 彦
農業高校事務長	吉 川 裕 二
総務係長	表 健 一
書 記	黒 瀧 詩織里
書 記	森 井 彩 花

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第19号 令和4年度教育委員会職員の人事異動について

議案第20号 中標津町立北海道中標津農業高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

【開 会】

○山田教育長

改めましてこんにちは。

ただいまから3月の臨時教育委員会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、義盛委員と助口委員です。よろしくお願いします。

本日の議題は、議案第19号令和4年度教育委員会職員の人事異動について、議案第20号中標津町立北海道中標津農業高等学校学則の一部を改正する規則の制定について、となっております。

本日の議案第19号は、中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第5号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「はい」の発言あり)

○山田教育長

それでは、議案第19号は公開しないこととします。

それでは早速議事に入ります。

【議 事】

◎議案第 19 号 令和 4 年度教育委員会職員の人事異動について

非公開

◎議案第 20 号 中標津町立北海道中標津農業高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

○山田教育長

続きまして、議案第 20 号お願いします。

○中標津農業高等学校事務長

農業高校事務長の吉川でございます。

私から 5 ページになります、議案 20 号中標津町立北海道中標津農業高等学校学則の一部を改正する規則の制定について、ご説明を申し上げます。

本改正の趣旨につきましては、民法の一部の法律を改正することに伴いまして、青年年齢に達した生徒に係る在学中の手続き及び授業料などの歳入に関する規程の改正を行うものでございます。

今年、2 月 28 日におきまして、北海道教育委員会におきましても、北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則を国家公布されたところでございまして、道教委の改正に準じた形で本校の学則を改正するものでございます。

9 ページをお開きください。新旧対照表に基づきまして、説明させていただきます。

左側が改正前、右側が改正後となっております。今回、改正部分につきましては、第 14 条見出し中の保証人を保護者等及び保証人に改め、次の 15 条を次のとおり改めるものでございます。改める部分につきましては、下線表示をしております。第 15 条第 1 項第 1 号、第 2 項、第 3 項、第 4 項となっている右側の部分が、左側のように改正となったものでございまして、それに伴いまして、様式関係につきましても 10 ページ以降の改正となっております。左ページが改正前となっております。右側が改正後ということとなっております。大きく変わった部分につきましては、「保護者」の部分が「保護者等及び保証人」となり、あと氏名の部分も広めに変わったということで、「氏名」から「署名」になった部分につきましては、押印の部分を省略するといった内容の変更があります。

1 つ 1 つの様式の変更につきましては、割愛をさせていただきますが、全てこの部分に変更となっているものでございます。

なお、補足としまして、この規則はこの公布の日から施行するということでございます。

簡単ではございますが、議案 20 号中標津町立北海道中標津農業高等学校学則の一部を改正する規則の制定について、説明に代えさせていただきます。

○山田教育長

議案第 20 号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

(委員より「ありません」と発言あり)

○山田教育長

よろしいですか。それでは、議案第 20 号については可決されました。

以上で議事は終了いたします。

それでは本日予定されていた会議日程は全て終了いたしました。本日は大変お疲れ様でした。